下記のとおり申請のあった特定建築行為について、津波防災地域づくりに関する法律第82条の規定により許可します。

記

1　申請年月日　　年　　月　　日
2　特定建築行為に係る建築物の敷地の位置
3　許可に付した条件
4　備考

別記様式第十七（第六十条第一項関係）（日本工業規格Ａ４）

特定建築行為変更許可証

第　　号
年　　月　　日

殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
特例市の長　　印

下記のとおり申請のあった特定建築行為の変更について、津波防災地域づくりに関する法律第87条第１項の規定により許可します。

記

1　申請年月日　　年　　月　　日
2　特定建築行為に係る建築物の敷地の位置
3　特定建築行為の許可の許可番号
4　変更の許可に付した条件
5　備考

（都市計画法施行規則の一部改正）

第二条　都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項に次の一号を加える。

六　開発行為に関する工事が津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域をいう。以下同じ。）内における同法第七十三条第一項に規定する特定開発行為（同条第四項各号に掲げる行為を除く。第三十一条第二項において同じ。）に係るものであり、かつ、当該工事の完了後において当該工事に係る同法第七十三条第四項第一号に規定する開発区域（津波災害特別警戒区域内のものに限る。第四項及び第三十一条第二項において同じ。）に地盤面の高さが基準水位（同法第五十三条第二項に規定する基準水位をいう。第四項及び第三十一条第二項において同じ。）以上となる土地の区域があるときは、その区域の位置を表示した地形図

第十七条に次の一項を加える。

4　第一項第六号に掲げる地形図は、縮尺千分の一以上とし、津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第四項第一号に規定する開発区域の区域及び当該区域のうち地盤面の高さが基準水位以上となる土地の区域並びにこれらの区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、津波災害特別警戒区域界、津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第二項第二号の条例で定める区域の区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

第三十一条に次の一項を加える。

2　前項の場合において、当該工事が津波災害特別警戒区域内における津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第一項に規定する特定開発行為に係るものであり、かつ、当該工事の完了後において当該工事に係る同条第四項第一号に規定する開発区域に地盤面の高さが基準水位以上である土地の区域があるときは、前項に規定するもののほか、その区域に含まれる地域の名称を併せて明示するものとする。

別記様式第二の備考の6を7とし、2から5までを1ずつ繰り下げ、1の次に次のように加える。

2　津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第73条第１項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。

別記様式第二の二の備考の5を6とし、2から4までを1ずつ繰り下げ、1の次に次のように加える。

2　津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第73条第１項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。

附　則

この省令は、津波防災地域づくりに関する法律附則ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十四年六月十三日）から施行する。

告　示

○国土交通省告示第七百七号

津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十九号）第五十五条第１号及び第二号の規定に基づき、津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件（平成二十三年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月十二日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

前文中「第三十一条第１号及び第二号」の下に「並びに第五十五条第１号及び第二号」を加える。

第二の次に次のように加える。

第三　施行規則第五十五条第１号に規定する津波の作用に対して安全な構造方法は、第１第１号及び第二号（この場合において、第１第１号中「建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）」とあるのは「特定建築行為に係る建築物」と、第１第１号及び第二号中「建築物等」とあるのは「特定建築行為に係る建築物」と読み替えるものとする。）に該当するものとしなければならない。ただし、特別な調査又は研究の成果に基づき津波の作用に対して安全であることが確かめられた場合にあっては、これによらないことができる。

第四　施行規則第五十五条第二号に規定する地震に対する安全上地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に準ずる基準は、第二に定めるところによる。

附　則

この告示は、平成二十四年六月十三日から施行する。

○環境省告示第九十八号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第五項の規定に基づき、環境基本計画の全部を次のとおり変更したので、同条同項の規定により準用される同条第四項の規定により公表する。

平成二十四年六月十二日

環境大臣　細野　豪志

環境基本計画

目次

はじめに
第１部　環境の状況と環境政策の展開の方向
第１章　環境の状況及び環境政策の課題と目指すべき持続可能な社会の姿
第１節　環境と社会経済の状況
(1)　環境に関する状況
(2)　世界の社会経済の状況
(3)　我が国の社会経済の状況
第２節　今後の環境政策の課題と目指すべき持続可能な社会の姿
(1)　今後の環境政策の課題
(2)　目指すべき持続可能な社会の姿